

J D R形式による指標連動証券の上場制度等の概要

株式会社東京証券取引所

項 目	内 容	備 考
1. 上場対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株価指数、商品価格等の特定指標に連動する価格で償還請求をすることができる「指標連動証券」を受託有価証券とする「日本型預託証券（J D R）」を上場対象とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国の取引所では、こうした「指標連動証券」が、E T N (Exchange Traded Note) やListed Certificate (上場投資証券) 等と称され、活発に取引が行われています。 ・ 「指標連動証券」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」といいます。）第2条第1項第17号に掲げる外国の者の発行する証券又は証書のうち同項第5号の有価証券の性質を有するものであって、当該証券の償還価額が特定の指標に連動することを目的とするものをいいます。
2. 上場制度	<ul style="list-style-type: none"> (1) 上場申請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標連動証券の発行者からの申請により行うものとします。 (2) 上場審査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規上場にあたっては、以下の基準に適合するものとします。 (発行者基準) <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行者が、3年以上の事業継続年数を有する登録金融機関又は金融商品取引業者に相当すること。 ・ 発行者の財務書類について最近2年間虚偽記載を行っていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国の者の発行する有価証券であることから、有価証券上場規程等の適用にあたっては、本国等の法制度等を勘案することとします。 ・ 特別目的ビークル（S P V）等が発行する指標連動証券については、その保証者を審査の対象とします。 ・ 「金融商品取引業者」とは法第2条第9項に規定する者をいい、「登録金融機関」とは法第2条第11項に規定する者をいいます。

項目	内 容	備 考
(財務状況の健全性基準)	<ul style="list-style-type: none"> 最近2年間無限定適正意見又は除外事項を付した限定付適正意見が記載されていること。 発行者の純資産の額（純財産額）が5,000億円以上であること。 自己資本比率が8%を上回ること。 信用格付業者等によりA-格同等以上の格付が付与されていること。 指標連動証券の総発行額（他社の発行する指標連動証券の償還を保証する額を含む。）に、新規上場に際して新たに発行される予定額を合算した額が純資産の額の25%を超過していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請日の直前事業年度の末日における状況について審査します。 銀行業にあっては自己資本比率が8%を上回ること、金融商品取引業者にあっては自己資本規制比率が200%を上回ることを要件とします。 「信用格付業者等」とは、法第2条第36項に規定する信用格付業者又は金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。
(商品性基準)	<ul style="list-style-type: none"> 償還・買取価額が特定の指標に基づき計算されるものであること。 一定の数量又は金額以上の証券を保有している者からの償還・買取請求に5営業日を上回らない期間毎に応じるものであること。 最終償還期限到来までの期間が5年を上回るものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> 連動対象となる特定の指標が、既存のETFに係る指標と同様の要件に適合することを求めます。 発行契約書、発行プログラム等又は信託受益証券の信託契約等で左記の事項が定められていることを審査します。
(その他の基準)	<ul style="list-style-type: none"> 外国ETF及び外国ETF信託受益証券（外国ETFを受託有価証券とする「日本型預託証券（JDR）」）に準じた上場審査基準に適合すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的には、円滑な流通の確保、指定振替機関の振替業における取扱い、外国金融商品取引所等における重複上場、信託契約等その他の契約の締結、公益又は投資者保護の観点から必要な事項等を求ることとします。

項 目	内 容	備 考
(3) 適時開示 (日々開示事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行者は以下の事項を開示するものとします。 ・ 指標連動証券の未償還額面総額 ・ 指標連動証券信託受益証券の発行残高 ・ 一証券あたりの償還価額と特定の指標の日々変動率の乖離率 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標連動証券を発行するための法律が整備されていること、当該証券の発行者を監督する行政庁が存在することも要件とします。 ・ S P V等が発行する指標連動証券については、その保証者の会社情報を開示の対象とします。
(適時開示事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債還確実性に係る情報（解散、倒産（破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始等）、手形の不渡り等） ・ 指標連動証券の権利に係る情報（線上償還、社債権者集会の招集その他権利に係る重要な事項、期限の利益の喪失） ・ 財務状況の健全性に係る情報（信用格付の変更、純資産の額が2,500億円を下回った場合又は下回る見込みが生じた場合、自己資本比率等が所定の水準を下回った場合又は下回る見込みが生じた場合） ・ 上場の廃止の原因となる事実 ・ その他重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの ・ 通期決算及び中間決算の内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該証券は、法令上外国社債券に該当することから、解散、倒産、不渡り等の会社情報が内部者取引規制上の重要な事実となります。
(決算開示事項)		
(4) 実効性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実効性の確保に係る基準は、外国E T Fと同様の基準を設けることとします。 	
(5) 上場廃止 (発行者基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の基準のいずれかに該当する場合には、上場を廃止します。 ・ 登録金融機関又は金融商品取引業者に相当するものでなくなる場合 ・ 事業活動（銀行取引）の停止、解散、破産等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ S P V等が発行する指標連動証券については、その保証者が上場廃止基準に該当した場合に上場を廃止するものとします。

項目	内 容	備 考
(財務状況の健全性基準)	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書等の虚偽記載、提出遅延、不適正意見又は意見不表明 純資産の額が2,500億円未満となった場合において、3年以内に2,500億円以上とならないとき。 自己資本比率が8%以下となった場合において、3年以内に8%を上回らないとき。 指標連動証券の発行者が、信用格付業者等によりB B B一格同等未満の格付が付与された場合において、3年以内にB B B一格同等以上の格付が付与されないとき。 指標連動証券の総発行額（他社の発行する指標連動証券の償還を保証する額を含む。）が、純資産の額の25%を超過した場合であって、3年以内に25%以下とならないとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行業の場合には、自己資本比率が8%以下となった場合において、3年以内に8%を上回らないとき、金融商品取引業者にあっては、自己資本規制比率が200%以下となった場合において、3年以内に200%を上回らないときとします。 財務状況の健全性の基準となる水準に該当した場合は、上場廃止猶予期間として公表・注意喚起を行うこととします。
(商品性基準)	<ul style="list-style-type: none"> 発行契約書、発行プログラム又は信託契約等で、償還・買取価額が特定の指標に基づき計算される旨、一定の数量又は金額以上の証券を保有している者からの償還・買取請求に5営業日を上回らない期間毎に応じる旨の記載がなくなる場合。 一証券あたりの償還・買取価額と特定の指標の相関係数が0.9未満となった場合において、1年以内に0.9以上とならないとき。 	
(その他の基準)	<ul style="list-style-type: none"> 満期償還、繰上償還、期限の利益の喪失 外国E T F及び外国E T F信託受益証券に準じた上場廃止基準に適合した場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的には、円滑な流通の確保が困難、指定振替機関の振替業における取扱いの廃止、外国金融商品取引所等における重複上場の廃止、信託契約等その他の契約の終了、公益又は投資者保護の観点から上場廃止を適当と認めた場合などが該当しま

項 目	内 容	備 考
3. 売買制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国E T F信託受益証券と同様の売買制度とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用取引制度の対象とします。 ・ 証券コードは4桁コード、証券種類等識別コードはB 3（外国投資信託受益証券）が付番されます。 ・ 法令上空売り規制の適用除外となります。
4. 清算・決済制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国E T F信託受益証券と同様の清算・決済制度とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券保管振替機構における口座振替により行います。

※ 詳細な情報は、「E T N上場の手引き」をご用意しております。ご希望の方は、東京証券取引所 上場推進部までお問合せください。

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社東京証券取引所 上場推進部 商品企画担当
電話: (03) 3666-0141 (大代表)

以 上